

令和6年度高齢者施策推進委員会等へのご意見・ご質問

	質問・意見	対応案
1	目標3 認知症ケアについて デリケートな課題であり、本人はもちろん家族も相談するまでのハードルが高いのではないかと思います。普段の生活の中で比較的に利用されている銀行や郵便局、薬局などにも協力の幅を広げる等、広報の推進だけでなく、情報共有として医療機関などと連携がとれるとよいのではないかと。 相談窓口からその後の流れが止まってしまう、サービスを利用できなかったり、次へのステップが踏めなかったりしている高齢者の方もいるのではないかと。特にケアマネジャーがついていない方や介護認定を受けていない方は難しいのではないかと。	認知症の方とその家族が安心して暮らせる地域づくりのため、認知症について正しい理解を持ち、認知症の方の応援者として本人や家族を暖かく見守る「認知症サポーター」の養成に加え、「認知症サポーター」がいる企業等であることが分かるステッカーも配布しています。また、銀行や郵便局等から認知症が疑われる高齢者の連絡をいただきおとしより相談センターの支援及び専門医療機関の受診につなげる等の連携を図っています。 また、医療機関への受診につながっていない方には、認知症専門の医師や看護師などの専門的知識を持った職員が訪問し、専門医療機関につなげ、本人の自立した生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームによる支援も行っています。
2	目標6 住まいについて 安心して生活できる住まいの確保の支援の(2)快適な住まいと住環境を確保するための支援については、今回重点事業としてとりあげられていなかったが、高齢者が住みなれた地域で安心して生活し続けるようにするためには、(2)も極めて重要な事業といえる。住宅改修などに加え、生活を支援するための福祉用具(福祉機器)や各種の支援機器(認知症がある高齢者のコミュニケーションを支援するための機器や各種ソフトウェアなど)も含まれる。近年、障害者の生活を支援するための各種福祉機器や支援機器の開発・活用が進んでいるが、リハ専門職や高齢者福祉関係者にはそれらについてはあまり認識されていないように思われる。高齢者支援にもそれらを活用するための研修会などの開催や、それらの機器などを展示するとともにそれらを試用できたり、適切な使用について助言などが受けられる区内の拠点の整備についても是非検討していただきたい。	介護保険制度の中で、要介護・要支援認定者を対象に、日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与や購入費の支給、また、住宅改修費の支給を行っています。これらの制度は、区のHPや介護保険べんり帳などの各種広報媒体で広く周知を図っています。また、これらの制度は、地域包括支援センターやケアマネジャーなどが本人の状態や住まいの状況を把握した上でケアプランを作成し、そのプランに基づき専門の事業者が貸与等を行うといった仕組みのため、効果的に活用するためにはケアマネジャーなどへの情報提供が重要であると考えます。今後も、高齢者が自宅において安全で安心した生活を送れるよう情報提供してまいります。 各種機器を展示する拠点の整備については、ニーズの有無の見極めをはじめ、スペースや人員、予算の確保等の課題が大きく困難ですが、引き続きおとしより相談センターを中心として、高齢者が必要とするサービスや情報を提供していくとともに民間等が行っている展示会等も活用しながらの情報共有にも努めてまいります。

令和6年度高齢者施策推進委員会等へのご意見・ご質問

	質問・意見	対応案
3	目標1 健康づくり（介護予防）について (3)社会参加・生きがいづくりの促進の中で「退職後の生き方塾」について、「生き方」については個々人で異なり、行政主導で画一的にすすめるのは、「パターンリズム」色が強く、効果的ではない。むしろ、NGOなど民間サイドのノウハウ（大学などの社会人講座などを含む。）を活用することで、個々人のニーズにマッチした多様なプログラムなどの普及を検討していただきたい。	退職後の生き方塾は、人生100年時代において、退職後の人生を充実させることを目的に、「退職後に何か活動を始めたい」「地域の活動に関わってみたいが何から始めれば良いか分からない」という方を対象にしたセミナーです。中央区で活動するサークルや地域活動の紹介を中心に、人生を豊かにするプランの立て方や参加者同士の話し合いによる気づきなど、画一的でない一人一人の生き方を考えるきっかけを得る内容となっています。参加した個人個人がそれぞれに合った生き方を見つけられるよう配慮した講義内容となっていますので、多くの方に関心を持っていただければと思います。
4	資料1の目標5（3）介護人材の確保について、終了した宿舍借上支援事業に替わる事業はあるのか。	新規受付を終了した宿舍借上支援事業の代替として、東京都が実施する介護職員宿舍借上支援事業を活用することができます。また、都の支援対象外となる地域密着型サービス事業所などに対しては、令和6年度から区が支援事業を開始しています。